

**令和5年度事業者集団指導**

# **障害者虐待防止の 取り組みについて**

**令和5年10月13日(金)**

# 障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

## 定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
  - ①養護者による障害者虐待 ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
  - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
  - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
  - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
  - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
  - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

## 虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的なスキームを定める。

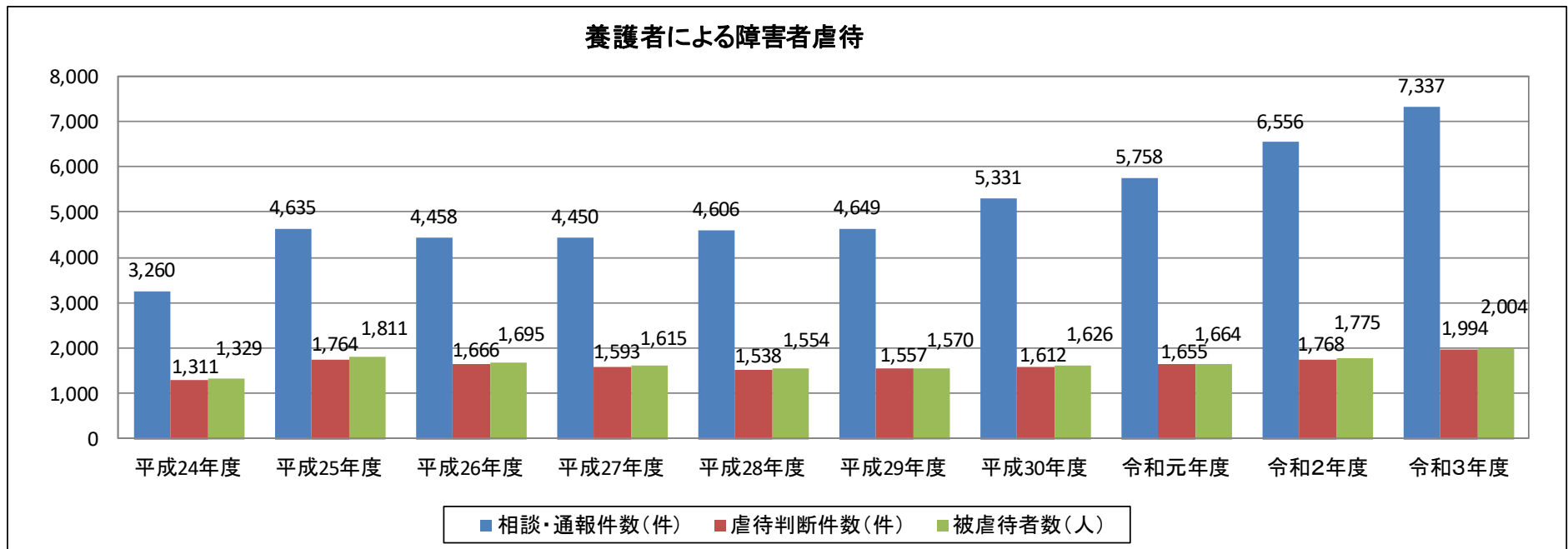
養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> <pre>             graph LR             A[虐待発見] -- 通報 --&gt; B[市町村]             B -.-&gt; C["①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)"]             </pre>	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <pre>             graph LR             A[虐待発見] -- 通報 --&gt; B[市町村]             B -- 報告 --&gt; C[都道府県]             C -.-&gt; D["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"]             </pre>	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <pre>             graph LR             A[虐待発見] -- 通報 --&gt; B[市町村]             B -- 通知 --&gt; C[都道府県]             C -- 報告 --&gt; D[労働局]             C -.-&gt; E["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"]             </pre>

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

## 1. 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和3年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は7,337件であり、令和2年度から増加(6,556件→7,337件)。
- ・令和3年度の虐待判断件数は1,994件であり、令和2年度から増加(1,768件→1,994件)。
- ・令和3年度の被虐待者数は2,004人。

養護者	平成							令和		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004



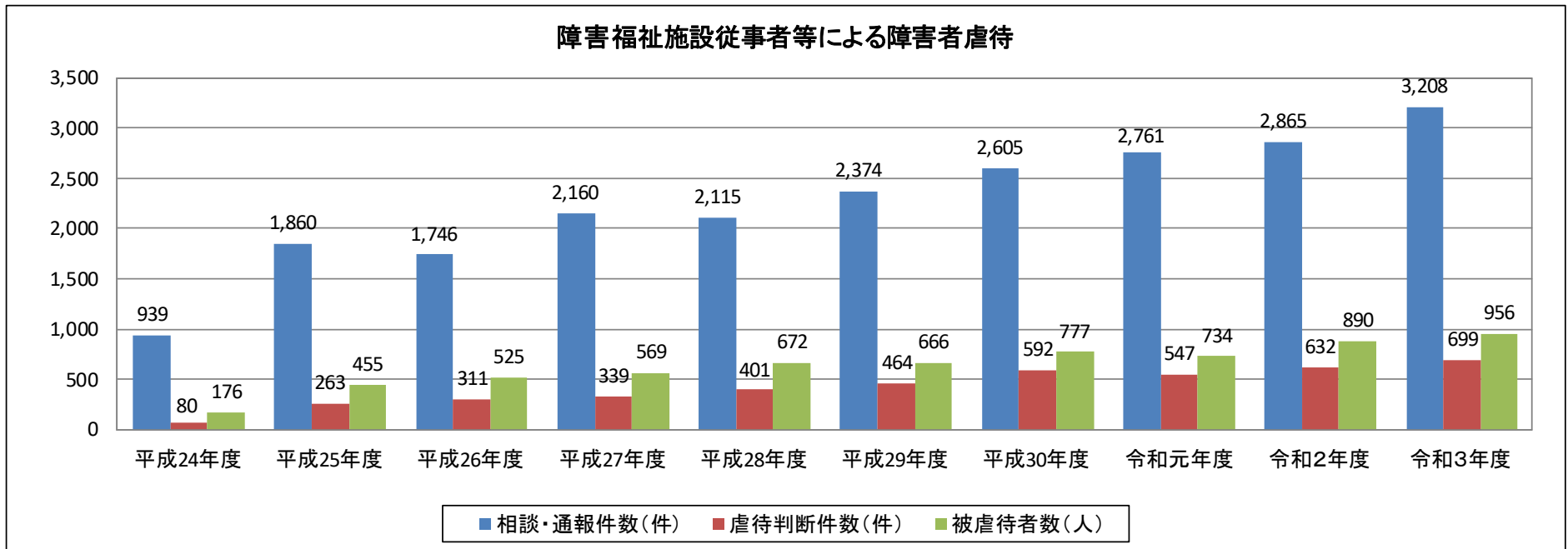
\* 平成24年度は下半期のみのデータ

2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和3年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は3,208件であり、令和2年度から増加(2,865件→3,208件)。
- ・令和3年度の虐待判断件数は699件であり、令和2年度から増加(632件→699件)。
- ・令和3年度の被虐待者数は956人。

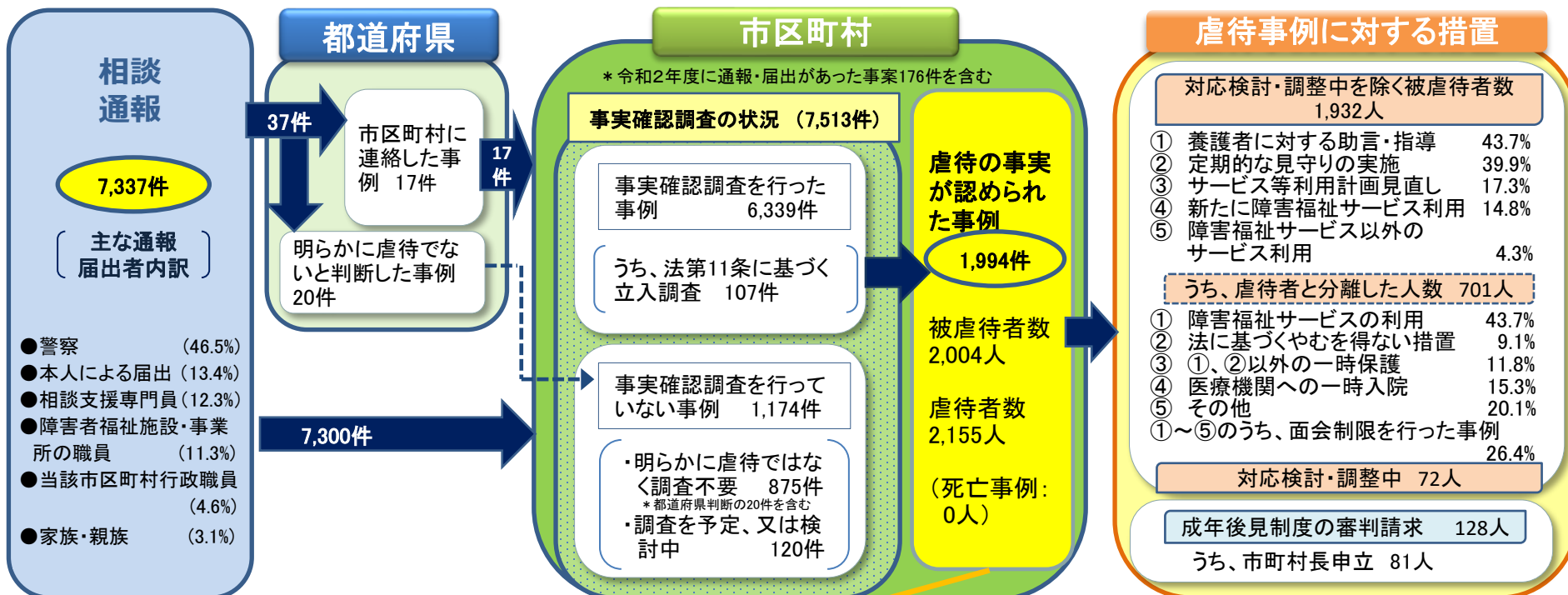
障害福祉従事者	平成							令和		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956

\*被虐待者が特定できなかった事例を除く



\* 平成24年度は下半期のみのデータ

# 令和3年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



## 虐待者(2,155人)

- 性別 男性(64.8%)、女性(35.2%)
- 年齢 60歳以上(38.1%)、50～59歳(25.0%)、40～49歳(17.7%)
- 続柄 父(25.1%)、母(23.1%)、夫(16.8%)、兄弟(10.9%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
67.8%	3.7%	31.0%	12.4%	15.8%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	42.5%
虐待者が虐待と認識していない	42.3%
虐待者の知識や情報の不足	25.6%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.1%
虐待者の介護疲れ	20.7%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	17.3%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	16.6%

## 被虐待者(2,004人)

- 性別 男性(33.5%)、女性(66.5%)
- 年齢 50～59歳(22.5%)、40～49歳(22.0%)、20～29歳(20.4%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.3%	45.7%	41.7%	4.1%	3.0%

- 障害支援区分のある者 (50.1%)
- 行動障害がある者 (27.7%)
- 虐待者と同居 (86.9%)
- 世帯構成 両親(14.5%)、配偶者(13.4%)、両親と兄弟姉妹(11.5%)、母(8.8%)

## 相談通報

3,208件

### 主な通報届出者内訳

- 本人による届出 (16.5%)
- 当該施設・事業所  
その他職員 (15.0%)
- 設置者・管理者 (14.3%)
- 家族・親族 (10.4%)
- 相談支援専門員 (8.4%)

3,011件

## 市区町村

188件(市区町村に連絡した件数)

\* 令和2年度に通報・届出があった事案87件を含む

### 事実確認調査の状況 (3,286件)

事実確認調査を行った事例 2,718件

うち、虐待の事実が認められた事例 748件

うち、更に都道府県による事実確認調査が必要とされた事例 15件

事実確認調査を行っていない事例 568件

- ・うち、明らかに虐待ではなく調査不要 327件
- ・うち、調査を予定、又は検討中 180件

うち、都道府県へ事実確認調査を依頼した事例 5件

197件

## 都道府県

\* 令和2年度に通報・届出があった事案0件

\* 監査・実地指導等により判明した事案13件を含む

### 虐待の事実が認められた事例

699件

被虐待者数 956人※1

虐待者数 772人※2

(死亡事例: 0人)

677件※4

事実確認調査を行った事例 (54件)

市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認を実施して虐待の事実が認められた事例 11件

都道府県が直接把握して虐待の事実が認められた事例 11件

- ・明らかに虐待ではなく調査不要 25件
- ・調査を予定、又は検討中 6件

## 障害者総合支援法等による権限行使等

### 市区町村による指導等

- ・施設等に対する指導 450件
- ・改善計画提出依頼 423件
- ・従事者等への注意・指導 219件

### 障害者総合支援法等による権限の行使等

- ・報告徴収、出頭要請、質問、立入検査 172件
- ・改善勧告 38件
- ・改善命令 1件
- ・指定の全部・一部停止 11件
- ・指定取消※3 1件
- ・都道府県・政令市・中核市等による指導 225件

## 虐待者(772人) ※2

- 性別  
男性(69.0%)、女性(31.0%)
- 年齢  
60歳以上(20.5%)、40~49歳(17.0%)、50~59歳(16.2%)
- 職種  
生活支援員(37.2%)、世話人(10.5%)、管理者(9.3%)、その他従事者(8.5%)、サービス管理責任者(6.7%)

### 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	64.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	54.8%
倫理観や理念の欠如	50.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.0%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	24.7%

### 虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
56.8%	15.3%	42.2%	5.4%	5.0%

### 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

種別	件数	構成割合
障害者支援施設	146	20.9%
居宅介護	18	2.6%
重度訪問介護	6	0.9%
行動援護	4	0.6%
療養介護	12	1.7%
生活介護	87	12.4%
短期入所	16	2.3%
重度障害者等包括支援	1	0.1%
自立訓練	4	0.6%
就労移行支援	7	1.0%
就労継続支援A型	33	4.7%
就労継続支援B型	83	11.9%
自立生活援助事業	2	0.3%
共同生活援助	162	23.2%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.7%
移動支援	6	0.9%
地域活動支援センター	6	0.9%
福祉ホーム	1	0.1%
児童発達支援	5	0.7%
放課後等デイサービス	95	13.6%
合計	699	100.0%

## 被虐待者(956人) ※1

- 性別  
男性(66.4%)、女性(33.6%)
- 年齢  
~19歳(18.9%)、20~29歳(17.6%)、30~39歳(17.3%)、40~49歳(16.5%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
16.5%	72.9%	15.3%	6.1%	1.4%

- 障害支援区分のある者 (68.5%)
- 行動障害がある者 (36.2%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の7件を除く692件が対象。  
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった31件を除く668件が対象。  
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。  
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

## 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等の調査結果

		養護者による 障害者虐待		施設従事者等による 障害者虐待	
		全国	山梨県	全国	山梨県
市町村等への 相談通報件数	R3	7,337	33	3,208	17
	R2	6,556	39	2,865	31
	R1	5,758	32	2,761	20
市町村等による 虐待判断件数	R3	1,994	7	699	5
	R2	1,768	12	632	7
	R1	1,655	11	547	2
被虐待者数	R3	2,004	7	956	5
	R2	1,775	12	890	7
	R1	1,664	12	734	9

# A施設

虐待を受けたと  
思われる障害者  
を発見した人



通報義務

サービス管理  
責任者



通報義務

施設長  
管理者



通報義務



相談



相談



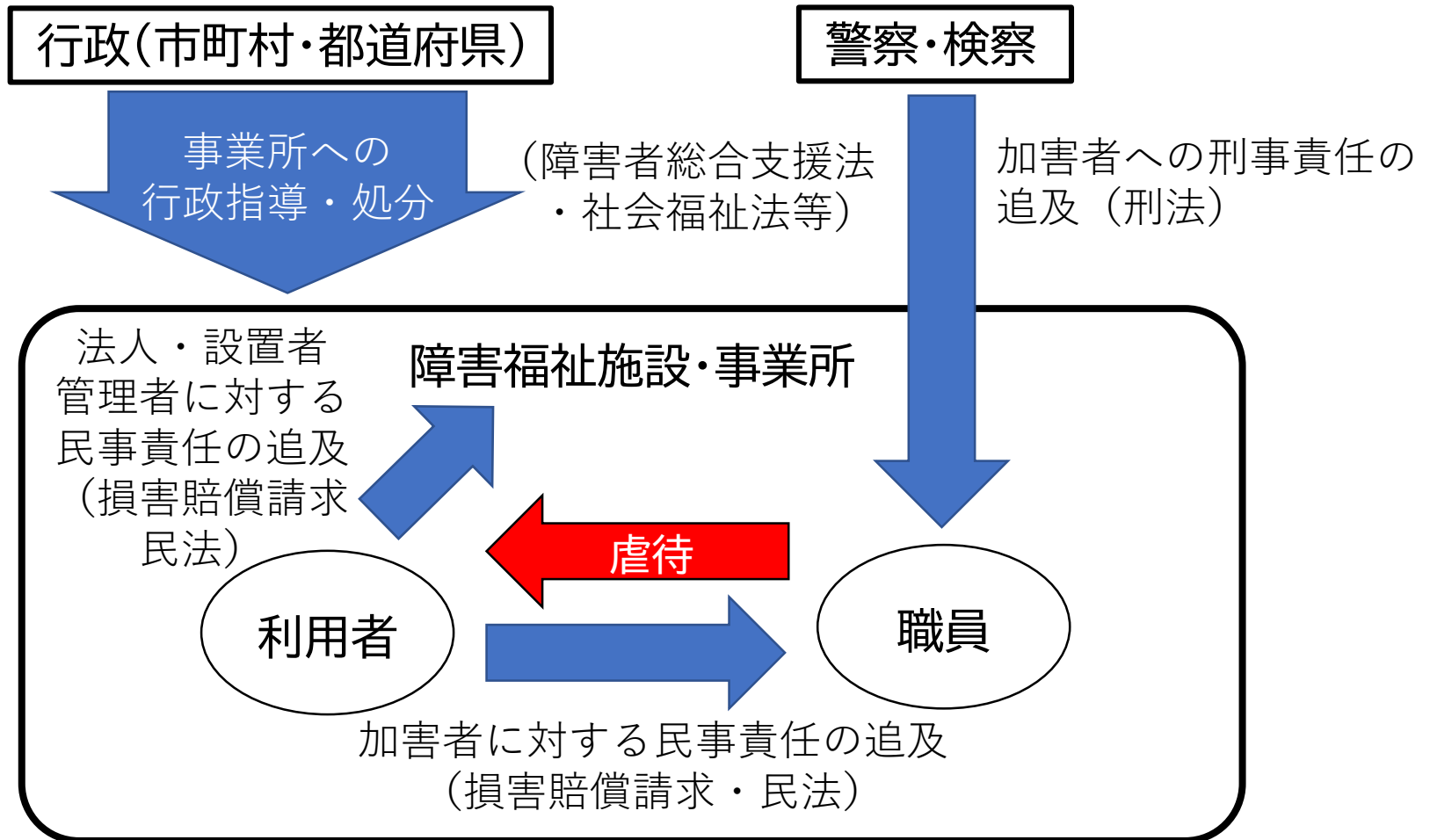
市町村障害者虐待防止センター



# 通報しないで済ませることはできません

- ・虐待の疑いを感じた職員には通報義務が生じます。
- ・サービス管理責任者も、職員の相談内容から虐待の疑いを感じたら、通報義務が生じます。
- ・管理者も、職員やサービス管理責任者の相談内容から虐待の疑いを感じたら、通報義務が生じます。

# 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する 法的対応スキーム



# 通報は、すべての人を救う

- ・利用者 の被害を最小限で食い止めることができる。
- ・職員 の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- ・理事長、施設長 など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- ・施設、法人 に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

身体拘束等の適正化について

# 身体拘束の廃止に向けて

全ての人には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利がある

身体拘束は・・・

- 1) 障害者の能力や権利を奪うことにつながる行為
- 2) 本人の尊厳を侵害、身体的・精神的な弊害
- 3) 家族にも大きな精神的負担
- 4) 職員のモチベーション・支援技術の低下

身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止において欠くことの出来ない取り組み

## 身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。**身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組み**といえます。

## やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない**とされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、**その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない**とされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・ **※以下のすべてを満たすこと**

### ① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

### ② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

### ③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

# やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- 1) 組織による決定と個別支援計画への記載
- 2) 本人・家族への十分な説明
- 3) 行政への相談、報告
- 4) 必要な事項の記録

○要件と手続きを踏めば免罪符となる訳ではない

○手続きは自問するための時間であり、自分たちの支援力を見直すための時間であり、過ちを犯さないための時間

要件をすべて満たしても、手続きを踏んで、安易に行わず、慎重に判断する。常に「誰のため」「何のため」「本当に他に方法はないのか」等、「繰り返し自問する(疑問を抱き続ける)」ことが大切

## 身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、**運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加**するとともに、**減算要件の追加**を行う。  
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- **訪問系サービスについても**、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「**身体拘束廃止未実施減算**」を創設する。  
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

### 運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

### 減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。



## (身体拘束廃止未実施減算の取扱い)

問1 身体拘束廃止未実施減算について、適用にあたっての考え方如何。

(答)

身体拘束の取扱いについては、以下の参考において、示されているところであるが、やむを得ず身体拘束を行う場合における当該減算の適用の可否にあたっては、これらの取扱いを十分に踏まえつつ、特に以下の点に留意して判断いただきたい。

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用していることに留意する。
- その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・状況に沿った取扱いがなされているか。
- その手続きについては障害福祉サービス等の事業所・施設における組織による決定と個別支援計画への記載が求められるが、記載の内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有しているか。
- なお、ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。
- 行動障害等に起因する、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻繁に状態、様態の確認が行われている点に留意願いたい。
- これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ているか。等
- なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについてもご留意願いたい。

以上を踏まえ、最終的には利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断されたい。

# 障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

## 虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定、・職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の 取組検討
- ・事故対応の総括・他の施設との連携
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

### 虐待防止委員会

委員長:管理者  
 委員:虐待防止責任者  
 (サービス管理責任者等)  
 看護師・事務長  
 利用者や家族の代表者  
 苦情解決第三者委員など

事業所

### 虐待防止責任者

各部署の責任者  
 サービス管理責任者など

#### 虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

### 虐待防止委員会

委員長:管理者  
 委員:虐待防止責任者  
 (サービス管理責任者等)  
 看護師・事務長  
 利用者や家族の代表者  
 苦情解決第三者委員など

合同開催も可能

事業所

### 虐待防止責任者

各部署の責任者  
 サービス管理責任者など

#### 虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

### 虐待防止委員会

委員長:管理者  
 委員:虐待防止責任者  
 (サービス管理責任者等)  
 看護師・事務長  
 利用者や家族の代表者  
 苦情解決第三者委員など

合同開催も可能

事業所

### 虐待防止責任者

各部署の責任者  
 サービス管理責任者など

#### 虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

# 身体拘束等の適正化のための体制整備に向けた チェックリスト①

## 身体拘束等を行う場合の必要事項の記録

- 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している
- ※利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない

## 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下、身体拘束適正化委員会という)の定期的な開催・検討結果の周知徹底

- 身体拘束適正化委員会を設置している
- ※事業所の規模に応じて、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置及び虐待防止委員会と一体的に設置・運営も可能である
- 身体拘束適正化委員会を定期的(最低年 1 回以上)に開催している
  - 身体拘束適正化委員会の構成員の責務及び役割分担が明確である
  - 身体拘束適正化委員会の構成員は事業所に従事する幅広い職種により構成している

# 身体拘束等の適正化のための体制整備に向けた チェックリスト②

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下、身体拘束適正化委員会という)の 定期的な開催・検討結果の周知徹底(続き)

- 身体拘束適正化委員会には、第三者や専門家(医師(精神科専門医等)、看護職員等)を活用するよう努めている
- 身体拘束適正化委員会では、身体拘束等についての報告するための様式を整備している
- 身体拘束適正化委員会は、職員より報告された事例を集計・分析し、当該事例の適正性と適正化策を検討している  
※職員は、身体拘束の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体拘束等について報告する  
※事例の分析にあたっては、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめる
- 身体拘束適正化委員会で報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底している
- 身体拘束適正化委員会では、適正化策を講じた後に、その効果について検証している

# 身体拘束等の適正化のための体制整備に向けた チェックリスト③

## 職員への研修の実施

- 身体拘束等の適正化の研修を定期的に(年1回以上)実施している
- 新規採用時には、必ず身体拘束等の適正化の研修を実施している
- 研修の実施内容の記録を行っている

## 身体拘束等の適正化のための指針の整備

- 指針には以下を盛り込んでいる
  - ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
  - イ 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項
  - ウ 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針
  - エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
  - オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
  - カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
  - キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

# 小規模事業所の体制整備等における効果的な取り組みのポイント①

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
身体拘束等を行う場合の必要事項の記録	①記録に必要な書式・様式等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催	②身体拘束適正化委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人が運営や取りまとめをサポートする。 ③身体拘束適正化委員会は、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営する。 ④既存の会議体や委員会(定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等)の開催に併せて身体拘束適正化委員会を実施する。 ⑤身体拘束適正化委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、医師等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。

# 小規模事業所の体制整備等における効果的な取り組みのポイント②

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
研修の実施	<p>⑥身体拘束に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。</p> <p>⑦域内で積極的に身体拘束に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。</p> <p>⑧研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加しない職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。</p>
指針の整備	<p>⑨身体拘束等の適正化のための指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。</p>

# 令和5年度 障害者虐待防止・権利擁護研修のご案内

---

## ○ 基礎研修

対象者 : 比較的経験の浅い職員向け

研修日程 : 令和5年12月 予定

## ○ 実践研修

対象者 : 管理者、施設長、サービス管理責任者、  
児童発達支援管理責任者、  
虐待防止マネージャー向け

研修日程 : 令和6年1月～3月 予定



**【参考】 各種資料等に掲載されているホームページ**

○**県HP**

「山梨県障害者権利擁護センター」の設置及び障害者虐待防止法関連について

<https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/kenriyougoc.html>

○**山梨県障害者権利擁護センターHP**

(社会福祉法人 山梨県障害者福祉協会HP内)

<http://www.sanshoukyou.net/services/kenriyogo.html>

○**厚生労働省HP**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/index.html)

- ・法律、政令、省令
- ・都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等の調査結果
- ・通知・関係資料等